平成28年度１級及び２級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年２月３日

国土交通大臣　石井　啓一

１　平成28年度１級建築施工管理技術検定合格者

平成28年度１級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

8,687名

２　平成28年度２級建築施工管理技術検定合格者

平成28年度２級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

建　築　4,743名

躯　体　826名

仕上げ　4,868名

３　合格者の受験番号の掲示

合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６－30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２－１－１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

４　合格証明書の交付申請

⑴　申請することのできる者　一般財団法人建設業振興基金の行う平成28年度１級又は２級建築施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）

⑶　申請の受付期間　平成29年２月３日（金）から平成29年２月17日（金）までとする。（受付期間締切日の消印のあるものまで有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html を参照。）

⑷　申請書の郵送先　〒150―8681 渋谷郵便局留日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）

⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成29年３月中旬頃に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区海岸三丁目17番14号ラウレアホームズ401**鵜之沢巧**の工場財団に千葉県東金市上武射田字東聖和2490番地東金太陽光発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年２月３日

千葉地方法務局東金出張所

鳥取市富安二丁目137番地**日本海ケーブルネットワーク株式会社**の工場財団に鳥取市富安二丁目137番地本社工場の機械、器具等及び鳥取県倉吉市上井町一丁目156番地倉吉工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成29年２月３日　鳥取地方法務局

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年２月３日　経済産業大臣　世耕　弘成

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	東京都港区西新橋二丁目14番１号興和西新橋ビルＢ棟	互第5045号	平成28年11月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成29年２月３日　近畿経済産業局長　池森　啓雄

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成29年４月４日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成29年４月４日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	東京都港区西新橋二丁目14番１号興和西新橋ビルＢ棟	平成28年11月１日

記

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１－５－44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話　06―6966―6027

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申し出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。